

タイ王国大阪総領事館
告示第 20/2563
領事部業務時間の変更及び
新型コロナウイルス感染拡大防止対策措置について

日本政府が発令した緊急事態宣言により、令和 2 年 4 月 8 日に告示第 14/2563 タイ王国大阪総領事館の窓口営業に関するお知らせを発行していましたが、

令和 2 年 5 月 21 日に日本政府は、大阪・京都・兵庫の近畿 3 府県では新規感染者数が目安を下回っていることなど解除条件を満たしていることから、緊急事態宣言の解除を行いました。しかしながら、今後、感染拡大の第 2 波が発生する懸念があるため、日本政府は皆さんへのウイルス感染拡大防止措置として、手洗いの励行、マスクの着用、人との社会的距離の確保、府県をまたぐ移動の自粛、特に居酒屋やライブハウスなどクラスターと呼ばれる集団感染が発生しやすい 3 密の状況を避けるなど「新しい生活様式」の実践をお願いしています。

タイ王国大阪総領事館は、現在の状況を鑑み、令和 2 年 5 月 25 日以降領事部における領事関連業務サービス提供様式を下記の通り変更します。

1. 緊急を要しない案件、特に婚姻登録、離婚届、養子縁組届などの登録関係全般、委任状、書類認証などの認証関連業務の一部に関しては、申請時期の延期をご検討いただきますようお願いいたします。

2. 査証（ビザ）発行業務を一時的に休止します。

3. 領事業務サービスにつきましては、(1) パスポート（必要な場合のみ）、帰国用臨時旅券（CI）発行の申請 (2) タイ国民身分証明の申請 (3) 緊急を要する戸籍登録（出生届・死亡届）(4) 緊急を要する書類認証 (5) 書類認証（日本の外務省・商工会議所）に限りサービスを提供します。なお、事前予約者のみの業務対応となりますので、申請者は必ず以下のいずれかの方法で事前予約を行ってください。

3.1 事前予約メールアドレス：rtcgosaka.consularsection@gmail.com までメールをお送りください。(1)–(3)の必要事項をご記入お願いします。

(1) 申請者の氏名

(2) 申請内容

(3) ご連絡先及び折り返し時にご都合の良い時間帯

3.2 電話番号：06-6262-9226、06-6262-9227 までお電話ください。

受付時間：平日（月～金）15:30~17:30

（※当館のカレンダーに記載されている祝日を除く）

4. 領事部の窓口業務時間を変更します。(上記の3.事前予約者のみ) 窓口業務は月・水・金の午前 09:30~11:30・午後 13:30~15:00 に限り提供します。また、電話での領事業務関連のお問合せは、領事部：06-6262-9226、06-6262-9227 平日(月~金) 15:30~17:30 (※当館のカレンダーに記載されている祝日を除く) にて対応します。

5. タイ人帰国証明書の申請について

タイ人帰国証明書発行については、タイ民間航空局の告示に基づき、タイ民間航空局のホームページ及びタイ王国総大阪領事館のホームページまたは Facebook にてお知らせしますので、最新情報をご確認ください。

6. タイ人保護案件について

重症・死亡・逮捕の場合のみ、領事部の緊急用ホットライン 090-1895-0984 にて 24 時間対応します。

7. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来館の皆様にご協力のお願い申し上げます。

(1) 館内への入館は申請者のみとなります。申請者以外の方の同行はご遠慮願います。

(2) 入館時に受付カウンターにて備えている手指消毒用アルコールジェルをご利用ください。

(3) 申請者はマスク着用の上ご来館願います。

(4) 体調の優れない方、発熱・呼吸器症状がある方は、ご来館をお控えください。

(5) 入館時に職員が体温検査を行う場合があります。37.5 度以上の発熱がある方、または明らかな症状が確認される方は、入館並びにサービス提供をお断りさせていただきます。

上記につき、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 22 日告示

(クリット・タンカナラット)
タイ王国大阪総領事